

# 周南市地方卸売市場施設分類別計画



地方卸売市場 青果・花き市場



地方卸売市場 水産物市場

平成 31 (2019) 年 1 月  
(令和 5 (2023) 年 3 月改訂)

周 南 市

## 目 次

第 1 章 本計画の目的.....	1
第 2 章 施設の設置目的と経緯.....	1
第 3 章 対象施設の一覧.....	1
第 4 章 施設の現状.....	4
第 5 章 施設を取り巻く状況と課題.....	7
第 6 章 今後の施設の方向性.....	9
第 7 章 計画期間.....	11
参考資料.....	12

## 第1章 本計画の目的

周南市地方卸売市場施設分類別計画(以下、「本計画」という。)は、本市の周南市地方卸売市場について、今後の施設の方向性を示すものです。

## 第2章 施設の設置目的と経緯

### (1)設置目的

周南市地方卸売市場は、卸売市場法(昭和46年法律第35号)に基づき、全国の各生産地から生鮮食料品等を集荷し、公正な取引方法により適正かつ安定した価格と数量を確保することで、市民の安心・安全な食生活に資することを目的として開設した「流通拠点施設」であり、周南市地方卸売市場条例(平成15年4月21日条例第191号)を定め、農林課、水産課が所管しています。

本計画の対象となる施設には、「青果及び花き」を取扱う「地方卸売市場」と水産物を取扱う「水産物市場」の2施設があります。

### (2)経緯

○ 地方卸売市場は、昭和39(1964)年8月、徳山市港町に公設の青果市場として開設し、市場施設、特に卸売場が著しく狭隘となったため、平成5(1993)年、現在地に移転開場しました。また、花き市場は、青果市場の移転に併せ、民営花き市場と青果市場の花き部を統合し、業務を開始しました。

平成15(2003)年4月21日、周南市誕生とともに、周南市地方卸売市場に名称を変更し、現在に至っています。

○ 水産物市場は、昭和46(1971)年11月に市場整備に係る陳情書が提出され、昭和54(1979)年11月、山口県知事から水産物市場の開設許可を得ました。

平成15(2003)年4月21日、周南市誕生とともに、周南市地方卸売市場水産物市場に名称を変更し、平成19(2007)年には、卸売業者の合併(櫛ヶ浜・新南陽・徳山・下松市場)に伴い、周南地区4市場を統合し、現在に至っています。

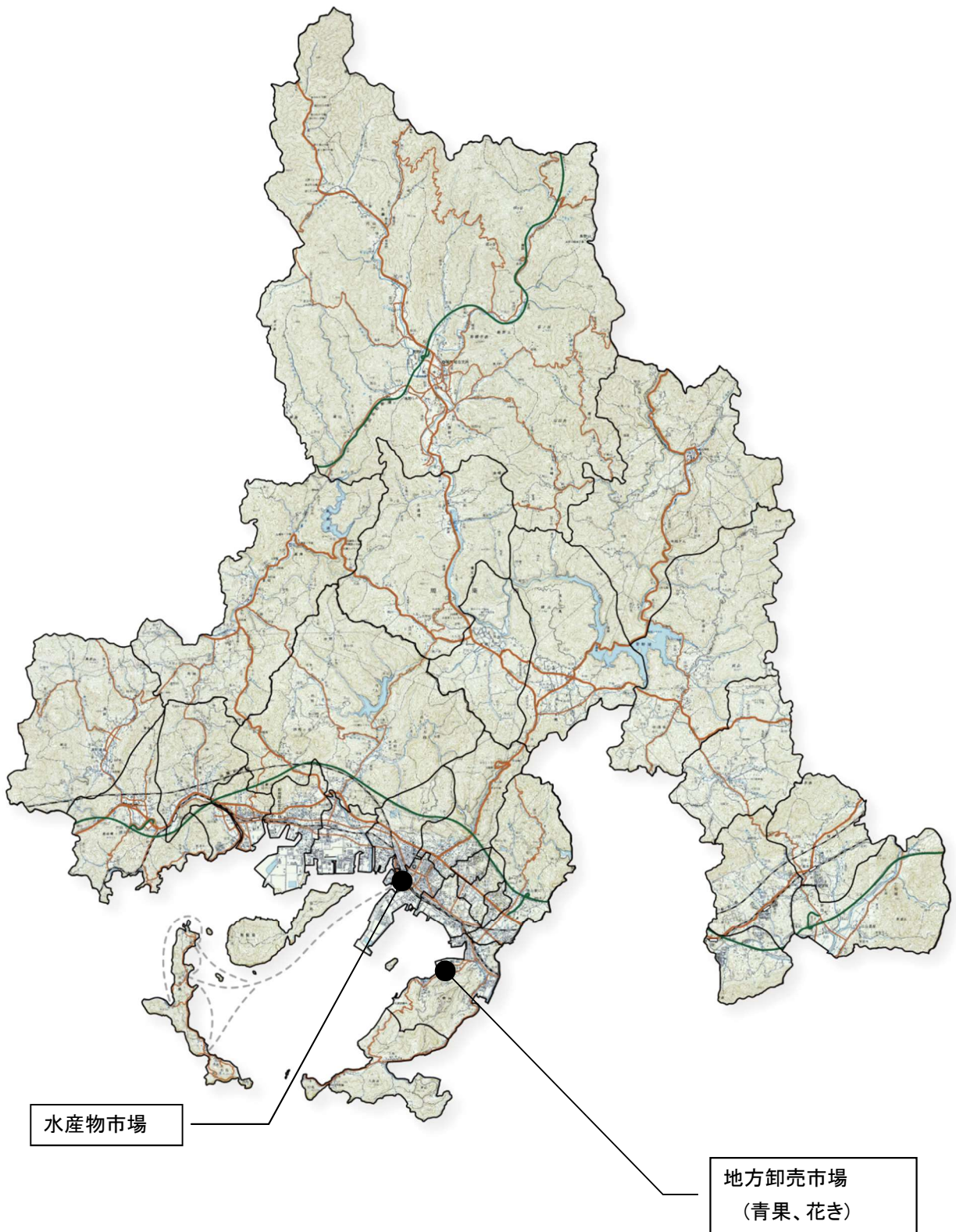
## 第3章 対象施設の一覧

本計画の対象となる施設及び位置は次のとおりです。

図表1 対象施設の一覧

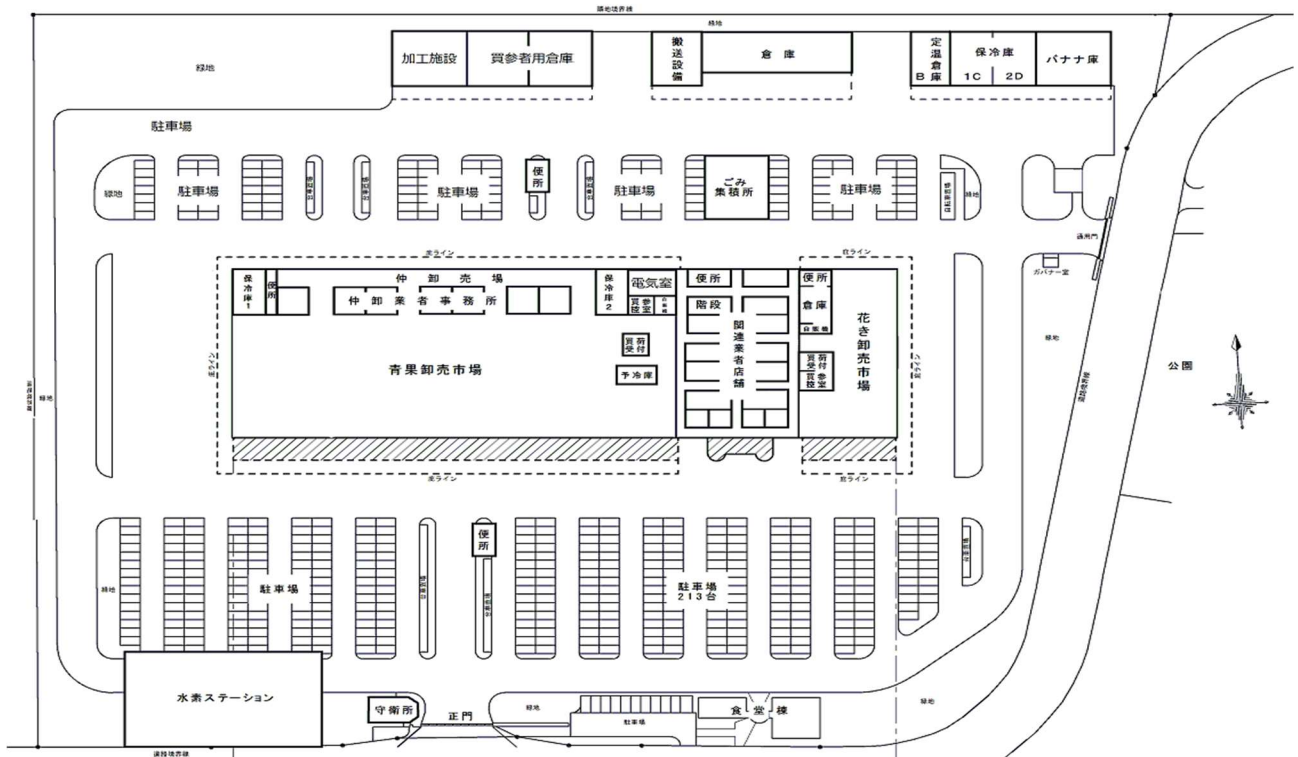
No.	施設分類	施設名	所在地	地域	利用圏域	所管課
1	産業観光施設	地方卸売市場	鼓海一丁目324番18	櫛浜	広域	農林課
2	産業観光施設	地方卸売市場水産物市場	晴海町4番5号	徳山小校区	広域	水産課

図表 2 施設位置図

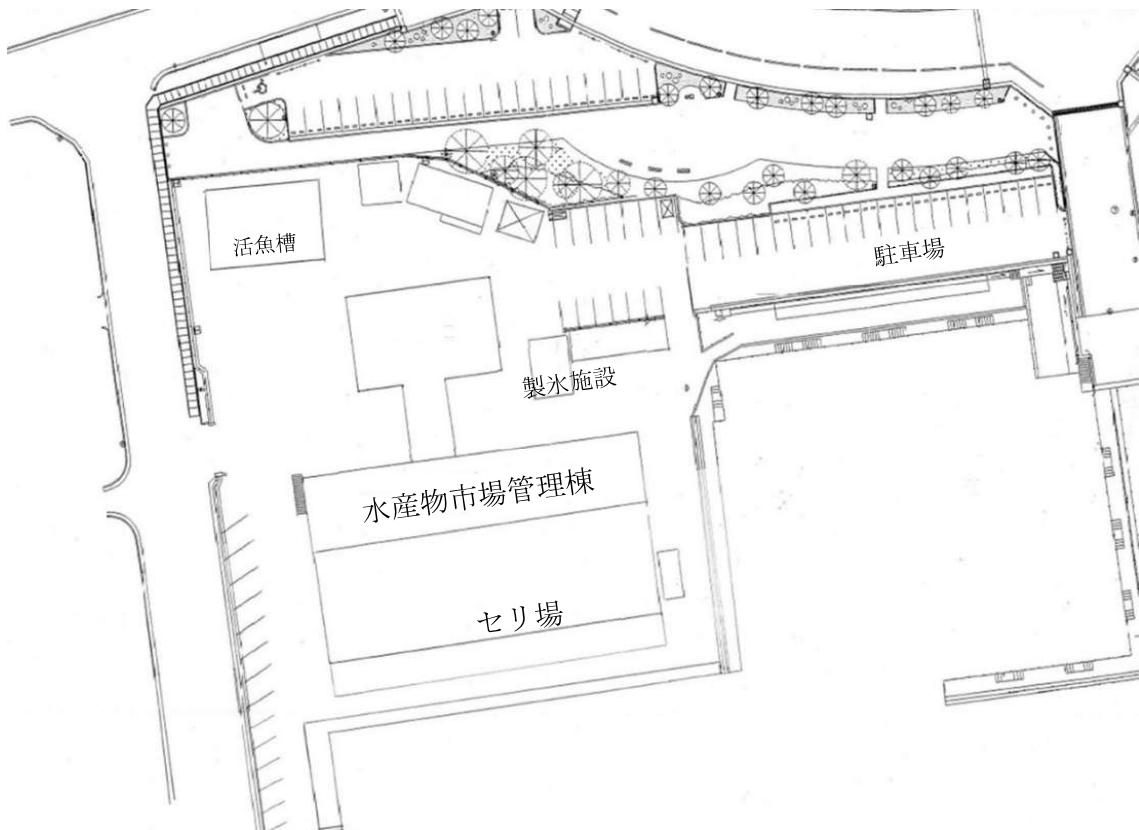


施設配置図

図表 3-1 地方卸売市場



図表 3-2 水産物市場



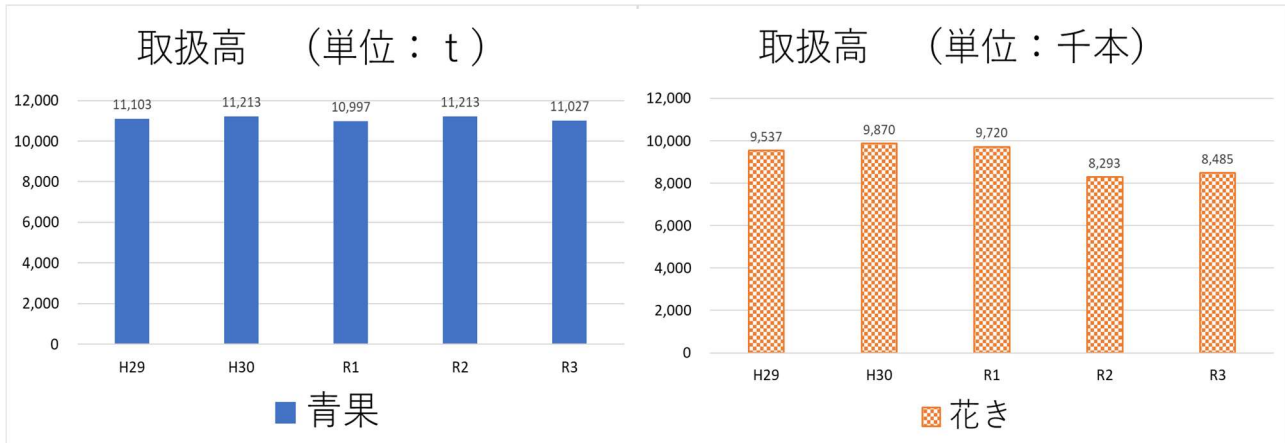


## 第4章 施設の現状

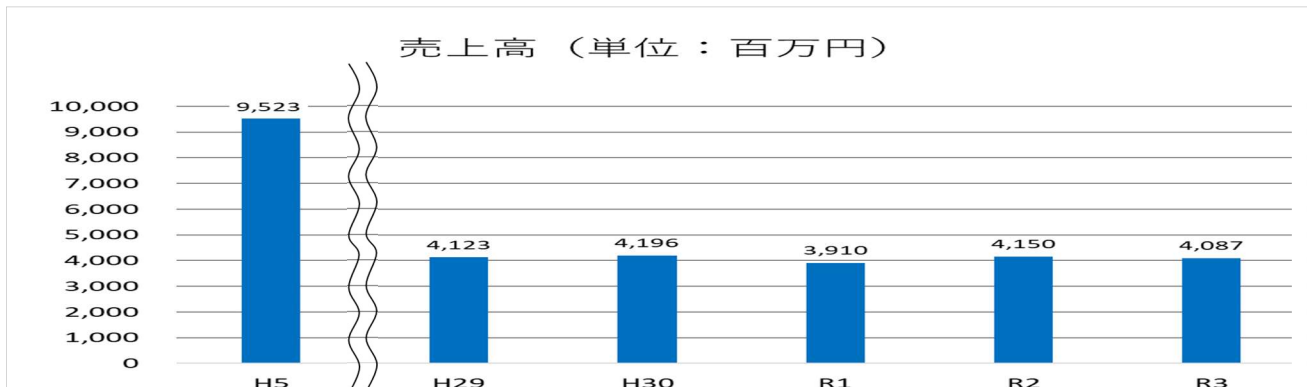
### (1) サービスの現状

○ 地方卸売市場は、平成5(1993)年度に現在地へ移転した当初には、年間取扱高は青果部門は約34,000トン、花き部門は約1,420万本で、売上高は市場全体で約95億円の市場規模を有していましたが、人口減少及び少子高齢化による食料消費の減少、市場外取引の増加により、取扱高、売上高は徐々に減少し、近年は横ばいの状況となっています。

図表 4-1 地方卸売市場 取扱高の推移

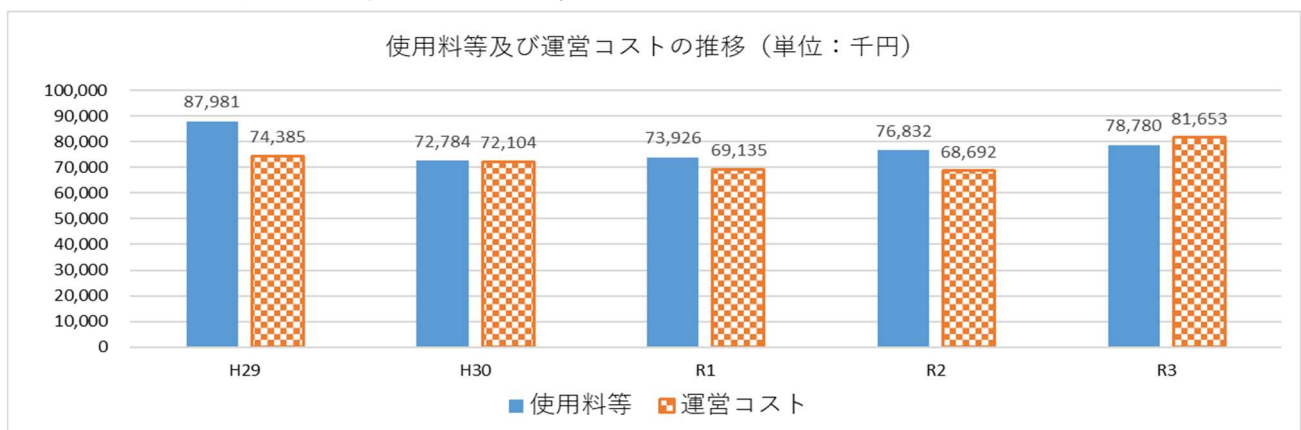


図表 4-2 地方卸売市場 売上高の推移



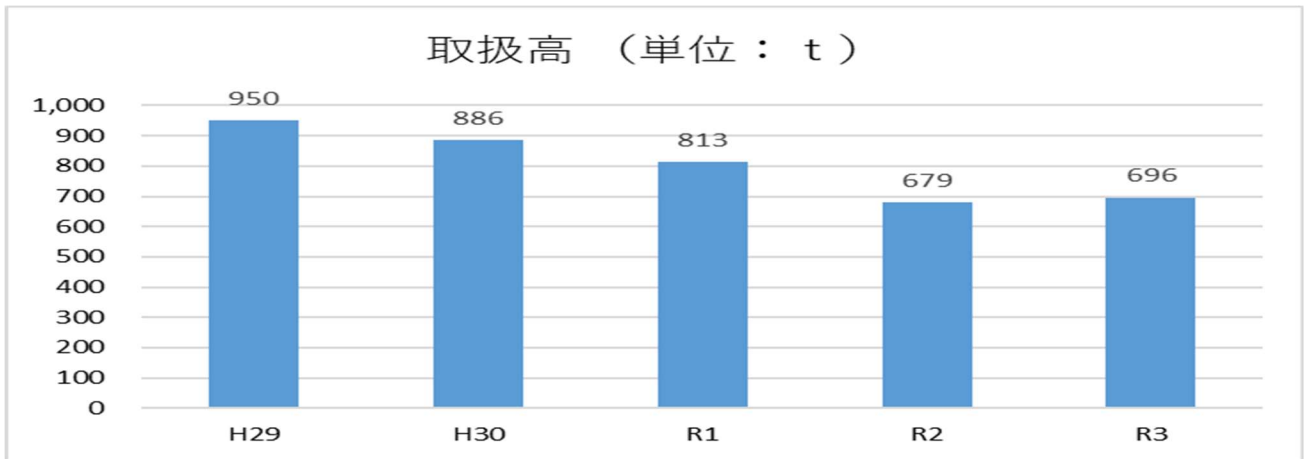
図表 4-3 地方卸売市場 使用料等及び運営コストの推移

使用料、電気・水道の負担金、一般会計繰入金(基準内繰入金)等の歳入と維持管理にかかる運営コストは、ほぼ均衡しています。

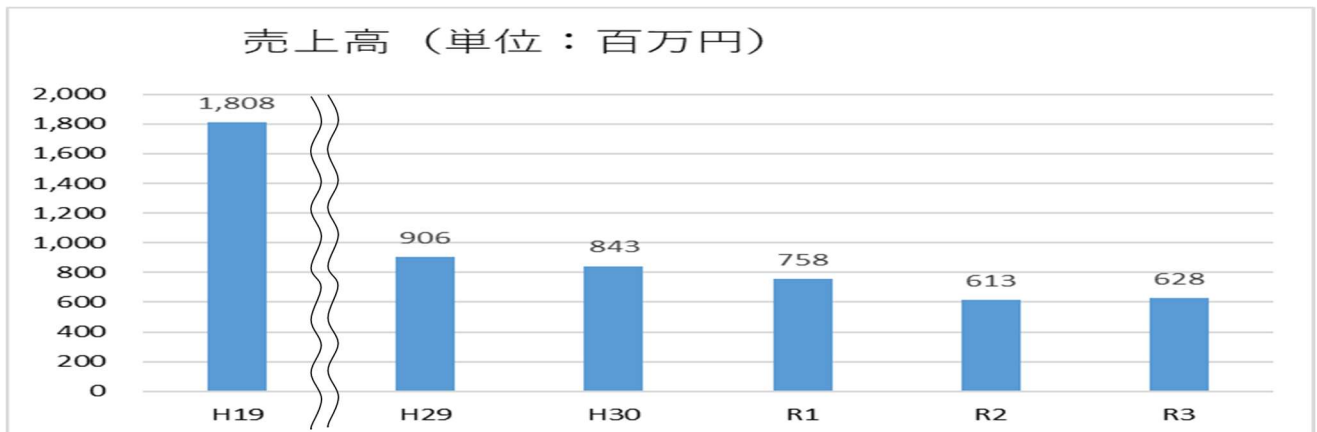


○ 水産物市場は、周南地区 4 市場を統合した平成 19 (2007) 年度に、年間取扱高は約 2,378 トン、売上高は約 18 億円にまで達していましたが、取扱高、売上高は徐々に減少し、令和 2 (2020) 年度には過去最低まで落ち込みました。令和 3 年度はほぼ横ばいながら若干の回復傾向にあります。

図表 5-1 水産物市場 取扱高の推移

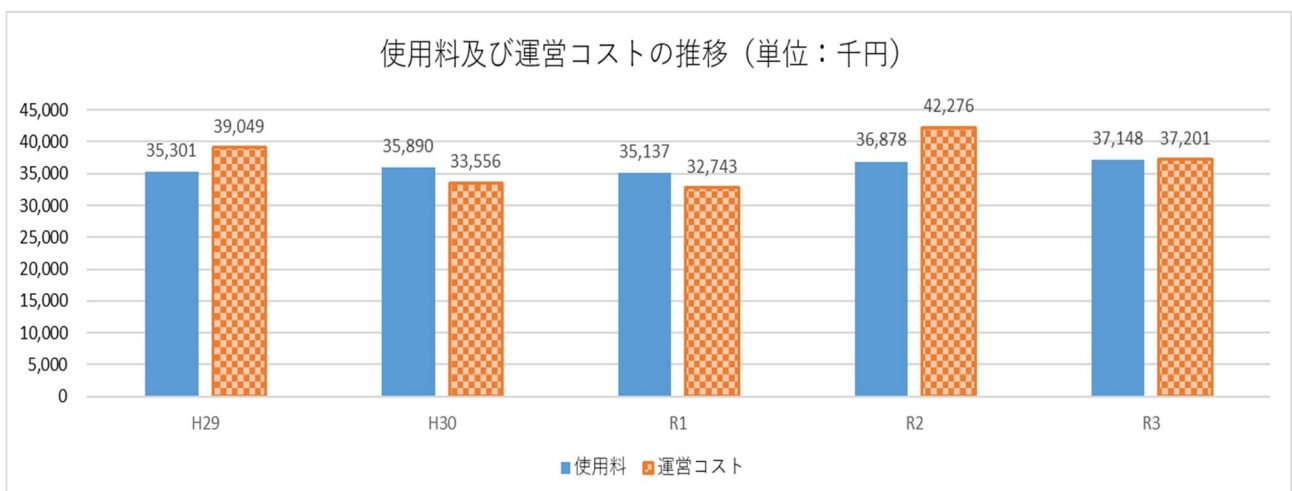


図表 5-2 水産物市場 売上高の推移



図表 5-3 水産物市場 使用料等及び運営コストの推移

使用料、電気・水道の負担金、一般会計繰入金(基準内繰入金)等の歳入と維持管理にかかる運営コストは、ほぼ均衡しています。



## (2) 建物の現状

建物の現状は次のとおりです。なお、自主点検及びバリアフリーの状況の詳細を含めた建物の現状は、巻末に【参考資料 1】として添付します。

図表 6 建物の現状一覧

↓点数が高いほど劣化が進行

No.	施設名	総床面積 (㎡)	主たる建物												
			床面積 (㎡)	建築年度	主構造 /法定耐用 年数	法定耐用 年数	耐震性	R4自主点検結果	バリアフリー の状況	ハザードマップの状況					
								総合劣化度	対応	該当	土砂	洪水	高潮	津波	
1	地方卸売市場(卸売場)	16,850.17	13,399.24	1992	S /38年	未経過	新耐震	46.60	一部対応					2~5m	2~3m
2	水産物市場 (卸売棟)	2,360.00	1,746.40	1979	RC /50年	未経過	有	53.70	一部対応					2~5m	0.3~1m

\* 自主点検は毎年実施

\* 構造：SRC(鉄骨鉄筋コンクリート造)、RC(鉄筋コンクリート造)、S(鉄骨造)、W(木造)

\* 法定耐用年数：減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)において、構造や用途によって記載のもの

○ 地方卸売市場は、これまで改修や修繕により機能の維持を図りながら、建物の維持管理を行ってきました。建築後 29 年が経過しており、全体的な施設の老朽化が進んでいます。

建物は、防水シートの劣化や破損、外壁のクラック等による雨漏り箇所が年々多くなっています。また、建物の付帯設備として、大型シャッターの経年劣化による不具合がみられます。

電気・機械設備等は、定期的な保守管理を行い、機能維持に努めるとともに、市場運営上の重要度や緊急度、危険度等について勘案する中で適宜更新、修繕等の対応を実施しています。

○ 水産物市場は、これまで改修や修繕により機能の維持を図りながら、建物の維持管理を行ってきました。建築後 43 年が経過しており、全体的な施設の老朽化が進んでいます。

建物のうち管理棟は、新耐震基準が設けられた昭和 56(1981)年以前に建築したのですが新耐震基準値を満たしています。耐震補強が必要であったせり場については、令和 3(2021)年度に補強工事を実施しました。その他、外壁については表面塗膜の劣化による粉体化やクラック等、経年劣化による不具合がみられます。

電気・機械設備等は、定期的な保守管理を行い、機能維持に努めるとともに、市場運営上の重要度や緊急度、危険度等について勘案する中で適宜更新、修繕等の対応を実施しています。



## 第5章 施設を取り巻く状況と課題

### (1) サービスの状況と課題

地方卸売市場は、生鮮食料品等の流通の基幹的インフラとしての役割を果たしていますが、近年においては、量販店のシェア拡大や、直売所やインターネット販売等の市場外流通が拡大しています。

また、出荷が大型市場に集約されつつあることや、地域の人口減少と少子高齢化の進展による消費の減退や社会構造の変化に伴う消費者等のニーズの多様化等によって、取扱高、売上高ともに減少傾向にあります。

こうした中で、これまでの地方卸売市場と同じような形態では、市場自体が衰退していく可能性が想定されます。

地方卸売市場としては、市場機能の高度化や新たな業態の導入を図る等、環境の変化に応じた市場形態を検討していく必要があります。

○ 地方卸売市場青果部門は、開設当初の取扱高が年間約 34,000 トン、売上高が約 87 億円でしたが、その後は全体的に減少傾向にあります。

こうした中、令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の流行の中で、日常生活に制限が必要な事態となり、非接触・非対面の確保や清潔・衛生の確保の観点と内食・中食を中心とした食生活が定着したことで、いわゆる巣ごもり需要が高まり、取扱高、売上高ともに増加に転じました。特に、消費者ニーズを踏まえた包装・加工商品の需要が年々高まっています。

一方、集荷の面では、物流構造の変化の中で出荷が大型市場に集約されつつあり、地場産品についても量的確保が難しい現状があります。地場産品等の生産量の増や品揃えの充実に向けた取り組みに着手する等、集荷・販売力の強化が求められています。

○ 地方卸売市場花き部門は、開設当初の取扱高が年間約 1,420 万本、売上高が約 8 億円でした。売上高は開設時の水準をもって推移していましたが、全体的にやや減少傾向にあります。

こうした中、令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の流行の中で、日常生活に制限が必要な事態となり、冠婚葬祭やイベント等の需要が縮小し大きな影響を受けました。

一方で、新しい生活様式が定着する中、花や緑にはストレスの軽減や自律神経の調整機能があることが広く知られ、家庭で花や緑を楽しむといったホームユースの利用が増加する等、需要構造の変化が生まれています。また、物日関連等の需要も回復しつつあり、全体の取扱高としては、コロナ禍前の水準に戻りつつあります。

今後は、リピーターの確保やイベント、物日等を中心とした需要だけでなく、コロナ禍での消費の変化を業界全体で捉え、一過性で終わらせることなく定着させる消費喚起や、販路拡大を展望した集荷・販売力の強化に向けた取り組みが求められています。

○ 水産物市場は、開設当初から 10 年の間においては取扱高が年間約 2,000 トン、売上高は 16 億円程度で推移していました。平成 5(1993)年頃から、市場への主な出荷者である漁業従事者の高齢化の進展と担い手不足から漁獲量が減少しました。また、魚介類の消費は平成 13(2001)年度をピークに減少傾向にあります。

こうした中、令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の流行の中で、日常生活に制限が必要な事態となり、非接触・非対面の確保や清潔・衛生の確保の観点と内食・中食を中心とした食生活が定着したことで、いわゆる巣ごもり需要が高まったものの、外食産業の需要の大幅な減退から取扱高、売上高ともに過去最低となりました。

一方で、長引くコロナ禍の中で、感染状況を見据えながら行動制限の緩和等、日常の生活を取り戻す動きが進むとともに、外食産業の需要も増加傾向に向かい、全体的には取扱高は若干の回復傾向にあります。

また、市場内で 6 次産業化への取り組みが始まる等、市場取引の回復に向けての好条件も整いつつあります。

漁業従事者の高齢化、担い手不足等、地場の水揚げ量の減少を食い止めることが困難となる可能性があります。他市場との共同集荷等の連携を進める中で集荷・販売力の強化に向けた取り組みが求められています。

## (2) 建物の状況と課題

○ 地方卸売市場は、建築後 29 年が経過しており、全体的な施設の老朽化が進んでいます。建物の雨漏り箇所については、躯体への影響が懸念されることから、早期発見と計画的な止水対策が求められます。また、大型シャッター等の建物付帯設備については、経年劣化による不具合がみられます。

電気・機械設備は、定期的な保守管理を行い機能維持に努めており、管理運営上支障となる大きな不具合はありませんが、管理棟内のエレベーターについては建築基準法の改正に伴い、駆動装置や制御機に異常が発生した場合の安全装置等の設置が必要となっています。

照明設備は、水銀灯から LED への交換を進めています。

また、バリアフリー化への対応については不十分な部分があります。

○ 水産物市場は、建築後 43 年が経過しており、全体的な施設の老朽化が進んでいます。建物は、防水関係には大きな不具合はありませんが、外壁は表面塗膜の劣化による粉体化やクラック等、経年劣化による不具合がみられます。

電気・機械設備は、定期的な保守管理を行い機能維持に努めており、管理運営上支障となる大きな不具合はありません。

照明設備は、水銀灯から LED への交換を進めています。

また、バリアフリー化への対応については不十分な部分があります。

## 第6章 今後の施設の方向性

### (1) 一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて個々の施設の方向性について検討を行います。

この一次評価は、施設でのサービスの提供状況や施設の利用状況、建物の状況等から結果を導き出すものであり、**最終的な判断・決定にあたっての材料**とします。

一次評価を実施したところ、地方卸売市場、水産物市場とも施設の方向性は「継続利用(現状維持)」となりました。

なお、一次評価の検討内容等の詳細は、巻末に【参考資料2】として添付します。

### (2) 総合評価

#### 1) 基本的な考え方

今日、市場を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の進展に伴う食料消費量の減少、消費者ニーズの多様化、農林水産物の生産・流通構造の変化等により、全国的に取扱高、売上高ともに減少傾向にあり、本市においても例外ではありません。

こうした中で、卸売業者や仲卸業者の経営状況も厳しい状況にあり、開設者にあっては市場会計の健全化をより推進していく必要があります。

一方で、このような状況下にあっても、卸売市場は、「市民に安心安全な生鮮食料品等を円滑に流通させ安定的に食生活を支える」使命を有しており、その機能・役割を維持していくことが求められます。

そのため、市場取引の改善、市場機能の高度化、活性化等に取り組み、卸売市場の基幹機能の再構築について場内事業者と連携した取り組みを強化するとともに、市場の現状と将来展望を描く中で、卸売市場の管理運営業務を効率的かつ効果的に実施するための手法として、指定管理者制度の導入をはじめとする民間能力の活用についても引き続き検討をしていきます。

○ 地方卸売市場は、建築後29年が経過しており、主となる施設である「卸売場・管理棟」は建物本体の経年劣化が進んでおり、建物の老朽化対策を計画的に実施し、長寿命化を図ります。

また、設備機器等は、定期的な保守管理に努め、機能保持を図る中で計画的に更新していくとともに、食品等の流通に欠かせないHACCP<sup>\*</sup>(ハサップ)への対応や、ワールドチェーン<sup>\*</sup>の構築に向けて温度管理、衛生管理、配送機能等の市場施設の機能強化に向けた整備を進めていきます。

○ 水産物市場は、建築後 43 年が経過しており、主となる施設である「卸売場・管理棟」は建物本体の経年劣化が進んでいます。卸売場は令和 3(2021)年度に耐震補強工事を実施しましたが、引き続き、全体的な建物の老朽化対策を計画的に実施し長寿命化を図ります。

また、設備機器等は定期的な保守管理に努め、機能保持を図る中で計画的に更新していくとともに、食品等の流通に欠かせないHACCP(ハサップ)への対応やコールドチェーンの構築に向けて温度管理、衛生管理、配送機能等の市場施設の機能強化に向けた整備を進めていきます。

#### ※HACCP(ハサップ)

食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から商品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に必要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法。

#### ※コールドチェーン

食品物流の特徴の一つで、生鮮食品や冷凍食品等、低温管理が必要な商品を生産から消費者に送るまで所定の温度(低温、冷蔵、冷凍)を保ったまま管理し、流通させる仕組み。

### (3) 具体的な方針

今後の具体的な方針は次のとおりです。なお、以下の内容は、本計画の対象施設の現況を踏まえた現時点の想定であり、今後の社会経済情勢の変化や財政事情等により、見直しを行うことがあります。

図表 7 具体的な方針と実施時期(予定)

No.	施設名	主たる建物						一次評価 結果	総合評価	対策の内容(大規模修繕・改修、更新、解体等)					
		築年数	構造/法定耐用年数	法定耐用年数	耐震性	総合劣化度	バリアフリーの状況			ハザードマップの状況	R5	R6	R7	R8	R9
1	地方卸売市場(卸売場)	29	S /38年	未経過	新耐震	46.6	一部対応	高・津	継続利用(現状維持)	長寿命化(使用目標年数50年)		管理棟エレベーター改修		搬送設備倉庫照明LED化	
2	水産物市場(卸売場)	43	RC /50年	未経過	有	53.7	一部対応	高・津	継続利用(現状維持)	長寿命化(使用目標年数60年)	RC築後40年経過	施設棟照明LED化	トイレ改修		管理棟外壁改修

○ 地方卸売市場は、建築基準法の改正に伴い、改修が必要な管理棟内のエレベーターの工事を最優先とします。また、照明設備は引き続き水銀灯からLEDの転換を進めていきます。

○ 水産物市場は、HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理の面からせり場に接する1階トイレの改修、建物の長寿命化を図る観点から表面塗膜の劣化による粉体化やクラック等の不具合がみられる外壁の改修を進めます。また、照明設備は引き続き水銀灯からLEDの転換を進めていきます。

## 第7章 計画期間

本計画の計画期間は、令和9(2027)年度までとします。

なお、施設を取り巻く環境の変化や政策的な事情等により、必要に応じて本計画を見直すこととします。



【参考資料1(第4章関係)】建物の現状一覧(詳細)

第4章に記載した建物の現状について、自主点検及びバリアフリーの状況の詳細を含めた内容は次のとおりです。

図表8 建物の現状一覧(詳細)

↓点数が高いほど劣化が進行

No.	施設名	主たる建物		R4自主点検結果																								バリアフリーの状況					ハザードマップの状況																		
		総床面積 (㎡)	床面積 (㎡)	建築年度	主構造 法定耐用 年数	法定耐用 年数	耐震性	【建築編】												【設備編】												総合劣化度	バリアフリーの状況					ハザードマップの状況													
								1.構造 部材		2.外壁、防水		3.扉、窓		4.床、階段		5.壁、天井		6.附属設備		7.敷地		1.電気設備						2.機械設備						対応	エレベーター・手すり	入口の 段差解消	施設内の 段差解消	多目的 トイレ	該当	土砂	洪水	高潮	津波								
								基礎	柱・梁	ド と し ん ・ ひ	外 壁 し ・ ひ	扉	窓	防火戸	床 仕 上	階 段	内 壁	天 井	換 気	門 扉	舗 装	排水設備 (側溝・排水 管)	分 配 管	照明 器具	コン ディ ション 機	換 気 機	白 熱 機	外 灯	非常 照明	非常 口	非常 灯		エ ア コ ン											換 気 機	換 気 機	屋 内 消 火 栓	給 水 配 管	ラ イ フ 給	タ ン ク 類	衛 生 器 具	
1	地方卸売市場(卸売場)	16,850.17	13,399.24	1992	S /38年	未経過	新耐震	B	B	A	A	A	B	A	A	B	A	B	-	A	B	B	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	46.60	一部対応	0	0	X	0						2~5m	2~3m
2	水産物市場(卸売棟)	2,360.00	1,746.40	1979	RC /50年	未経過	有	B	C	A	B	C	A	-	B	A	B	B	A	B	A	A	C	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	53.70	一部対応	0	X	X	X						2~5m	0.3~1m

\* 自主点検結果

・自主点検による劣化度を建物の部位ごとにA~Cで判定する。

A:劣化がなく建物の利用に支障なし

B:劣化はあるが建物の利用に支障なし

C:劣化があり建物の利用に支障が生じている又は生じるおそれがある

・総合劣化度:建物の築年数、構造、自主点検による劣化度を考慮した、その時点における建物の状況を示す。点数が高い施設ほど、劣化が進んでいる。

【参考資料2(第6章関係)】一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて個々の施設の方向性について検討を行います。

(1) 個々の施設の方向性の検討

まず、施設において提供しているサービスについて、サービス主体の適正化、サービス水準の適正化、サービス配置の適正化、事業手法の適正化という4つの視点から、今後の可能性を検討し、存続・廃止といった方向性を検討します。

次に、サービスの視点からの建物の方向性を検討し、統廃合・複合化・多目的化・継続利用・共同利用・廃止等実現可能性のある建物の方向性を導きます。

ここでの検討等の内容は、次のとおりです。

視点	適正化の意味・視点	第1ステップ		第2ステップ	
		サービスの方向性の検討	導き出されるサービスの方向性	建物の方向性の検討	導き出される建物の方向性
サービス主体の適正化	「市がサービスの提供を続けなければならないか？」といった視点から民間サービスによる代替性を検討 ⇒サービスを維持しながら施設を廃止するなどすることで、トータルコストの削減が可能となる	◇ 民営化の可能性がある ◇ 市が自ら運営主体として関与する必要性が低い ◇ 法律等による設置義務付けなし	◇ サービス廃止 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 同種、類似の民間施設が存在 存在しない ⇒ ◇ 民間譲渡 存在する ⇒ ◇ 廃止	
		◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する ◇ 補助金などの代替施策で対応可能	◇ サービス存続 ◇ サービス廃止	◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する ◇ 補助金などの代替施策で対応可能	⇒ ◇ 共同利用 ⇒ ◇ 廃止
サービス水準の適正化	「施設の量(数、面積)は現状のままでよいのか？」といった視点から、市民ニーズ等の変化に合った施設数や規模(延床面積)の見直しの可能性を検討 ⇒施設数や規模を削減することでトータルコストの削減が可能となる	◇ 設置目的の意義が低下している ◇ 利用実態が設置目的に即していない ◇ サービス内容が設置目的に即していない	◇ サービス廃止 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ ◇ 廃止 建築から30年未満の施設 ◇ 利用圏域 地域以外 ⇒ ◇ 転用 地域 ⇒ ◇ 地域移譲	
		◇ 過去3年間の利用者数が減少 ◇ 今後の利用者数が減少見込み ◇ 同種、類似の市施設が存在	◇ サービス存続 ※左の項目の全てに該当する場合	◇ 統廃合による施設数の削減 統廃合が可能な施設が周辺にある ⇒ ◇ 統廃合 統廃合が可能な施設が周辺にない ⇒ ◇ 継続利用(規模縮小)	
サービス配置の適正化	「サービスを提供する建物や場所を見直せば、コスト削減やサービスの向上につながるか？」といった視点から、サービス提供に資する建物の総量の削減の可能性を検討 ⇒施設の集約化等により、更新経費やランニングコストの削減が可能となる	◇ 複合化(集約化)の検討 ◇ 個別施設のサービス内容を評価 ・ サービス内容の重複 ・ 貸館の稼働率	◇ サービス存続	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ ◇ 複合化(集約化)	
		◇ 過去3年間の利用者数が減少 ◇ 今後の利用者数が減少見込み	◇ サービス存続 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ ◇ 複合化(共用化)	◇ 施設規模が600㎡以上で建築から30年を経過していない ⇒ ◇ 多目的化
事業手法の適正化	「サービスの提供や建物の整備そのものも民間に任せられないか？」といった視点から民間活用によるコスト削減やサービス向上の可能性を検討 ⇒民間のノウハウ等を活用することにより、コスト削減が可能となる	◇ 民間事業者のノウハウの活用が期待でき、過去3年間のコストが増加、あるいは利用者1人当たりのコストが高い ◇ 受益者負担の割合が妥当ではない	◇ サービス存続 ※受益者負担の割合の妥当性が低い場合		◇ 民間活力の拡大(指定管理、PFI/PPP) ◇ 受益者負担の見直し

これらの検討により、導き出される個々の施設の方向性と具体的な内容は、次のとおりです。

方向性	内容
統廃合	同じ施設分類で同様のサービスを提供する施設同士で統廃合を実施します。
複合化(集約化)	施設分類が異なるが施設同士を複合化により集約化します。
複合化(共用化)	施設分類が異なるが同様のサービスを提供する施設のうち、共用が可能な建物やスペースを複合化により共用します。
多目的化	施設が比較的新しくスペースに余裕がある場合に、古い施設の機能を取り入れて多目的化します。
継続利用(現状維持)	現状維持のまま継続的に利用します。(サービスの向上やコストの見直しについて検討します。)
継続利用(規模縮小)	継続的に利用しますが、利用状況等により規模を縮小します。(サービスの向上やコストの見直しについて検討します。)
共同利用	市の公共施設を他自治体等と共用し、他自治体等とコスト分担します。
廃止	施設を廃止します。
転用	施設自体は利用可能であるため、他用途に転用します。
民間譲渡	施設自体は利用可能であるため、民間へ譲渡(売却)します。
地域移譲	施設自体は利用可能であり、利用が地域に限定している場合、地域へ移譲します。

図表9 一次評価結果

項番	施設名	(1)サービス主体の適正化										(2)サービス水準の適正化													
		(1)-1 民間によるサービス提供の事例がある					(1)-2 市内に同様のサービスを提供する国庫の施設がある ・周辺自治体で、周南市からアクセスの良い場所に同様のサービスを提供する公共施設がある					(2)-1 施設本来の目的が達成されている、施設整備当時と状況が変化している					(2)-2 施設の利用が少ない、利用者・対象者の減少が見込まれる ・同種施設が複数配置されている								
		代替性 民間参入 ①	代替性 民間参入 ③	公共性 必要性 ③	有効性 互換性 ②	評価結果	有効性 互換性 ②	有効性 互換性 ③	評価結果	公共性 公益性 ①	公共性 公益性 ②	公共性 公益性 ③	建築 経過 年数 (R4.4.1時 点)	有効性 互換性 ①	評価結果	有効性 利用率 ①	有効性 利用率 ③	有効性 互換性 ②	評価結果						
		行政以外にサービスを提供する民間事業者等の存在を確認し、民間参入の可能性はどうか。	市が施策を推進するにあたって、市が自ら運営主体として関与しなければならない施設かどうか。	法律等により設置が義務づけられているか。	利用圏域の中で、同種、類似の施設は存在するか。(県施設、民間施設も含む。)	市有 or 他官公庁 or 民間	評価結果	利用圏域の中で、同種、類似の施設は存在するか。(県施設、民間施設も含む。)	市有 or 他官公庁 or 民間	対象施設	補助金などの代替施策で対応できるものか。	評価結果	今日の視点から、設置目的の意義が低下していないか。	利用実態が設置目的に即したのものとなっているか。	サービス内容が設置目的に即したのものになっているか。	建築経過年数 (R4.4.1時点)	当該施設の利用実態から、利用圏域はどうか。	評価結果	前年度までの過去3年間の利用者数の推移はどうか。	今後の人口減少社会にあって、利用者数の見込みはどうか。	利用圏域の中で、同種、類似の施設は存在するか。(県施設、民間施設も含む。)	市有 or 他官公庁 or 民間	対象施設	評価結果	
1	地方卸売市場	検討の余地あり	関与する必要はさほど高くない	義務付けられていない	存在しない			存在しない			対応不可能		低下していない	設置目的に即している	設置目的に即している	29	広域		非該当	非該当	存在しない				
2	地方卸売市場水産物市場	検討の余地あり	関与する必要はさほど高くない	義務付けられていない	存在しない			存在しない			対応不可能		低下していない	設置目的に即している	設置目的に即している	43	広域		非該当	非該当	存在しない				

項番	施設名	(3)サービス配置の適正化										(4)事業手法の適正化					検討結果一覧表											一次評価結果										
		(3)-1 複数のサービスを集約することで施設の魅力向上が期待される(利用者が共通、提供サービスに関連性がある、世代間の交流が生まれる、他地域との交流が生まれるなど)			(3)-2 施設分類が異なるほかの施設で、同様のサービスを提供している ・同様の建物やスペースを利用して目的や内容が異なるサービスを提供している など			(3)-3 施設が比較的新しくスペースに余裕がある				(4)-1 公共施設に係るコストが増加傾向にある等、コスト効率が悪いと判断される ・市が直接運営する必要は無く、民間参入が可能であり、その効果が期待できるか					A: 統合	B: 複合化(集約化)	C: 複合化(共用化)	D: 多目的化	E: 継続利用(現状維持)	F: 継続利用(規模縮小)	G: 共同利用	H: 廃止	I: 転用	J: 民間譲渡	K: 地域移譲		民生活の拡大	受益者負担の見直し								
		サービス集約のメリット(メリットあり or 空欄)	建築経過年数 (R4.4.1時点)	評価結果	同地域内で、施設分類が異なるが同様のサービスを提供している施設が複数ある。 ※あれば○	貸館の稼働率等を 入力	建築経過年数 (R4.4.1時点)	評価結果	有効性利用率 ①	有効性利用率 ③	延床面積 (㎡)	建築経過年数 (R4.4.1時点)	評価結果	代替性民間参入 ②	効率性コスト ①	効率性コスト ②	評価結果	効率性コスト ③	前年度までの過去3年間の利用者1人当たりのコストの推移はどうか。	前年度の収入と支出の状況から、受益者負担の割合の妥当性はどうか。 ※公の施設のみ回答	評価結果	評価結果	評価結果	評価結果	評価結果	評価結果	評価結果		評価結果	評価結果	評価結果	評価結果	評価結果	評価結果				
1	地方卸売市場		29					29										検討の余地あり	非該当	非該当																		「継続利用(現状維持)」
2	地方卸売市場水産物市場		43					43											検討の余地あり	非該当	非該当																	「継続利用(現状維持)」

# 周南市地方卸売市場施設分類別計画

平成 31 (2019) 年 1 月

(令和 5 (2023) 年 3 月改訂)

産業振興部 農林課 (青果・花き市場)  
〒745-0814 周南市鼓海一丁目 324 番地の 18

電 話 0834-25-0708

F A X 0834-25-4672

メール [shi-jo@city.shunan.lg.jp](mailto:shi-jo@city.shunan.lg.jp)

産業振興部 水産課 (水産物市場)  
〒745-0045 周南市晴海町 4 番 5 号

電 話 0834-22-8660

F A X 0834-22-8662

メール [sui-shi-jo@city.shunan.lg.jp](mailto:sui-shi-jo@city.shunan.lg.jp)